

**目黒区立宮前小学校**  
**いじめ防止基本方針**  
**令和7年9月1日改訂**

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為である。管理職、教職員はそのことを重く受け止め、児童をいじめから守り抜くという強い決意をもって、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に全力を挙げて取り組まねばならない。

この宮前小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条及び、東京都並びに目黒区いじめ防止基本方針を受け、宮前小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものである。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得るものとの認識に立って、学校、保護者、地域等及び関係者がその責務を自覚し、一丸となっていじめ防止等に主体的に取り組み、連携を図る必要がある。

ア いじめは、すべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して生活し学ぶことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われないようにする。

イ 児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することなく、いじめの防止等のために主体的に行動できるよう、いじめ問題についての児童の理解を深める。

ウ 学校におけるいじめの防止等の対策は、学校全体が組織的に取り組む。

エ 学校、保護者、地域、関係機関は、児童が安心して生活し、健やかに成長できるいじめのない地域社会の実現を目指し、それぞれの役割や責任の下で、連携し、協力していじめの防止等に取り組む。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの具体例

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

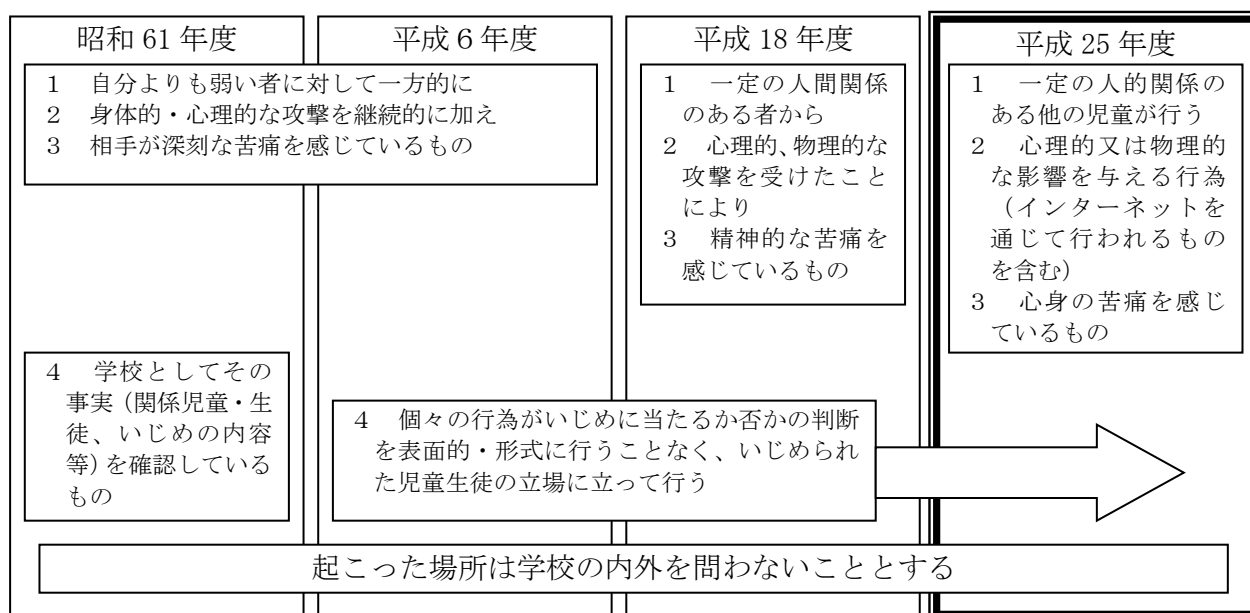
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

※ 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手の児童の心身に苦痛を感じさせてしまった時など、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合には、そのすべてが厳しい指導を要するとは限らない。

### (参考)「いじめ」の定義(文部省・文部科学省による)の変遷



「起きてはならないこと」から「いつでもどこでも起こるもの」へ(いじめかもしれないという意識)

## 3 いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条

児童等はいじめを行ってはならない

※ いじめを行ってはならないことは、法により定められていることを認識する。

## 4 いじめに関する基本的認識

### (1) いじめの防止に向けた組織的な対応

いじめは、どの子どもにも起こり得るものとして、未然防止、早期発見、早期対応に努め、解消後も再発防止に向けた継続的に支援する。迅速、的確な対応のためにも、学級担任等が抱え込むようなことがあってはならない。組織的な対応が必須である。

管理職、生活指導主任、学年主任等の的確な判断と支援が必要不可欠であり、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。

### (2) いじめの適切な把握

いじめは、大人の目が届かない、目につきにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われることがあることを認識する。些細な兆候や小さな訴えであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもって、軽視せず積極的にいじめを認知する。

### (3) いじめについての適切な理解と指導

法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲よりも極めて広く、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じた場合はすべて「いじめ」に該当することが法に定められている。また、いじめは「いじめられる側にも課題がある」という見方は誤っており、いじめの行為そのものが問題視されることを理解する。

いじめには背景がある。その背景を的確に考察しながらも、どんな理由があろうとも、被害者の側に立ち、いじめを行った児童に対しては毅然と指導する。

また、いじめの指導にあたっては、加害、被害だけでなく、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、暗黙の了解を与える「傍観者」の存在にも注意し、教室、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を作成する。

### (4) 学校、家庭、地域、関連機関との連携、協働体制の構築

社会全体が児童を見守り、健やかな成長を促すことが、いじめの未然防止にもつながる。いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害社員も加害者にもなり得るという事実を踏まえ、対処療法的な対応ではなく、児童に思いやりの心を育み、いじめが起こりにくい集団作りに取り組む。

家庭、地域には、機を捉えて、学校としてのいじめ対策を発信し、連携・協力する体制を構築する。

## 5 いじめの防止等に関する体制

### (1) 「学校いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止などの対策についての組織として「学校いじめ対策委員会」を設置する。通常は、月に1回に定期開催する。必要に応じて臨時に開催する。

① 「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長、副校長、主幹、養護教諭、生活指導主任、コーディネーター、スクールカウンセラー、該当担任から構成される。

② 「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、自校におけるいじめ防止などの対策について、全ての教職員が一致団結して組織的に対応できるよう、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

ア 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成

イ 校内研修の企画

ウ 実態把握及び情報収集

エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応

オ いじめ事案に関する事実関係の調査

カ 再発防止に向けた取組みの実施

なお、学校基本方針の策定及び見直し、学校で計画した取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証する。

(2) 「学校サポートチーム」の設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、校長は「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

① 「学校サポートチーム」の構成員

学校サポートチームは、区教委、人権擁護委員、警察職員、学校評議員、子ども家庭支援センター職員、主任児童委員、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

## 6 いじめの防止等に関する取組

いじめは一定の人間関係のある児童の間で起こることから、学校は常に児童一人ひとりの行動の特徴や家庭環境、発達の状態などの理解に努めるとともに、所属集団の状況把握に努め、いじめの防止などを適切に行う。

(1) いじめの未然防止

いじめは、いつでも・どこでも起こり得ることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

さらに、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げるような取組を計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- ア セルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上
- イ 人権教育・道徳教育の充実による思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成
- ウ 授業改善プランの作成・実施を通じた丁寧で分かりやすい授業の実践
- エ 言語活動、体験活動等を通じたコミュニケーション能力の育成
- オ 学校行事・学級経営の充実による望ましい集団活動の展開
- カ 学級活動（係活動や班活動等）の充実による望ましい人間関係の構築に向けた支援
- キ 異年齢集団みやっこ班による体験活動や遊び等の活動の充実
- ク いじめについて、児童が主体的に考えるいじめの未然防止等の活動の充実
- ケ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組の充実
- コ 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

## （２）いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

そのためには、教職員は児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、見守りの際のアンテナを高く保つとともに、児童一人ひとりとの信頼関係の構築等に努めて相談しやすい雰囲気を作成するようにすることが重要である。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することも大切である。併せて、次のような積極的な取組を行う。

- ア 定期的なアンケート調査の実施（年２回の記名式アンケート調査及び年１回の無記名式アンケート調査）
- イ 定期的な個人面談の実施
- ウ 全教員による校内巡回等を通じた児童の観察
- エ 学校だよりや保護者会の積極的活用
- オ 保護者への支援・助言
- カ 児童館、学童保育クラブ及びランランひろばとの連携
- キ i-check の結果の活用

## （３）いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

- ア いじめを受けた児童に対する事情や心情の聴取及び児童の状態に合わせた継続的なケア

- イ いじめを行った児童に対する事情や信条の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援
- ウ いじめの実態調査等を踏まえた、いじめの実態把握
- エ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察への相談・通報、連携
- オ いじめ実態調査などを通じて把握した情報に基づくいじめの解決のための適切な対応方針を決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化
- カ 「いじめに関する児童・生徒の記録（個票）」の作成と、教育委員会への提出及び連携
- キ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守り

（４）特別な支援を必要とする児童への配慮

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し解消を図ったりするには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのためには、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育を推進する。

- ア 学級担任と特別支援学級担任の連携
- イ 常に教職員の目が行き届く見守り体制づくり
- ウ 全教職員での情報共有

（５）学習用情報端末やインターネットを通じて行われているいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめの防止及び対処がされるよう、次に掲げる取組を行う。

- ア 学習用情報端末の正しい使い方の指導を徹底する。
- イ インターネットを利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の実施
- ウ インターネットの危険性やトラブルに関する家庭への啓発
- エ インターネットを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携

## 7 いじめ防止等に向けた年間計画

|     | 児童                                                                                                                                       | 教職員                                                                                                     | 保護者等                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き</li> <li>・1年生を迎える会</li> <li>・学級目標づくり</li> <li>・あいさつ当番(2・5年)</li> <li>・十中校区あいさつ運動</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年間引継</li> <li>・基本方針確認</li> <li>・SC紹介</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体保護者会</li> <li>・学校だより</li> <li>・十中校区あいさつ運動</li> </ul> |
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SCによる全員面接(5年生)</li> <li>※6月中旬まで</li> </ul>                                                       |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会</li> </ul>                                       |
| 6月  | <b>ふれあい月間</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケート(記名)の実施</li> <li>・道徳の授業「思いやり」等の実施</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修会実施(いじめに関わる授業について)</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> <li>・道徳授業地区公開講座</li> </ul>                  |
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラル授業(ICT支援員)</li> <li>・SOSの出し方に関する授業(5年)</li> <li>・SCによる全員面接(5年生)</li> </ul>                  |                                                                                                         | 個人面談                                                                                           |
| 8月  |                                                                                                                                          |                                                                                                         |                                                                                                |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケート(無記名)の実施</li> <li>・セーフティ教室</li> <li>・あいさつ当番(3・6年)</li> </ul>                         |                                                                                                         |                                                                                                |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級目標づくり(振り返り)</li> <li>・十中校区あいさつ運動</li> </ul>                                                    |                                                                                                         | ・十中校区あいさつ運動                                                                                    |
| 11月 | <b>ふれあい月間</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する授業の実施</li> <li>・道徳の授業「思いやり」等の実施</li> </ul>                                  |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより</li> <li>・個人面談</li> </ul>                        |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議への取組</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修会実施(いじめ防止に関わる服務について)</li> </ul>                             |                                                                                                |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ当番(1・4年)</li> </ul>                                                                          |                                                                                                         |                                                                                                |
| 2月  | <b>ふれあい月間</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関するアンケート(記名)の実施</li> <li>・道徳の授業「思いやり」等の実施</li> </ul>                           |                                                                                                         | ・学校だより                                                                                         |
| 3月  |                                                                                                                                          |                                                                                                         | ・保護者会                                                                                          |
| 通年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・みやっこタイム</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会(毎月・臨時)</li> <li>・SCによる観察</li> <li>・いじめ個票の点検</li> </ul> |                                                                                                |

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

「いじめによる重大事態」はいじめ防止対策推進法第 28 条に次のように定義されている。

ア いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

「児童の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- (オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

「相当の期間」とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する。

### (2) 重大事態が発生したとき

- ① 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして認識し、適切かつ真摯に対応する。
- ② 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。
- ③ いじめ事案に係る調査は、基本的には学校が行うものであるが、重大事態の調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合がある。

学校が主体となって調査を行う場合は、学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して調査を行う。学校が調査主体になる場合であっても、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会から必要な指導、又は人的措置も含めた適切な支援を受ける。